

「令和6年能登半島地震」により、労働保険料等の納付猶予を希望される事業主のみなさまへ

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室

災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

1 対象となる事業主

災害（震災、風水害、落雷、火災等）による被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

2 対象となる労働保険料等

上記1の事業主の方のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付期限が到来する労働保険料等の全部又は一部が対象となります。

3 必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、災害がやんだ日（※）から2か月以内に、茨城労働局又は茨城県内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要がございます。

（注）※「災害がやんだ日」とは、納付などをするのに差し支えないと認められる程度の状態となった日をいいます。

4 必要書類の入手方法

申請に必要な「納付猶予申請書（災害猶予）」及び「被災明細書」は、茨城労働局労働保険徴収室にございます。

また、厚生労働省ホームページにてダウンロードすることも可能です。

その他ご不明な点等につきましては、茨城労働局総務部労働保険徴収室（電話番号 029-224-6213）までご相談ください。